

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護
ふれあいサポート小野ケアステーション重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定障害福祉サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明致します。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）」第11条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 事業の目的

指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下、「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

2. 運営の方針

- ① 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- ② 事業所は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとします。
- ③ 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努める。
- ④ 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設及びその他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- ⑤ 前四項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）「天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年大津市条例第7号(以下、「大津市条例」という。))に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

3. 事業者の概要

法人名	株式会社 シェアリングエイド		
法人所在地	滋賀県大津市比叡辻二丁目17-3		
連絡先	電話：077-577-2010 FAX：077-577-2011		
代表者氏名	代表取締役 福本 有		
設立	平成19年9月4日	資本金	300万円
事業所数	4か所(小野、西大津、膳所、坂本)		

4. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護
事業所の名称	ふれあいサポート小野ケアステーション
事業所指定番号	2510102190
管理者名	松井 次美
事業所所在地	滋賀県大津市湖青1-1-20 ローズプラザ小野内
連絡先	電話：077-592-3518 FAX：077-592-3519
サービス提供地域	小松、木戸、和邇、小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、日吉台、坂本

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	業務内容	人員数(名)
管理者	1. 従業者及び業務の管理を一元的に行う 2. 従業者に法令等の規定を遵守させる為必要な指揮命令を行う	1
サービス提供責任者	1. 居宅介護等計画の作成及び説明 2. 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容管理 3. 指定居宅介護等の提供	1以上 (利用者40名につき1名)
サービス提供従事者	指定居宅介護の提供	2.5以上 (常勤換算)
事務職員	介護給付費等の請求事務	1

	及び通信連絡事務等	
--	-----------	--

(注) 管理者はサービス提供責任者兼務

6. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。但し、原則として祝日、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。
事業所営業時間	午前9:00～午後6:00 上記営業日、事業所営業時間外は、携帯電話への転送により、24時間連絡が可能な体制とする。
サービス提供日	月曜日から日曜日までとする。但し、原則として12月31日から1月3日までを除くが、必要に応じて対応する。
サービス提供時間	午前6:00～午後10:00

7. サービスの主たる対象者について

居宅介護	身体障害者（18歳未満の者を除く）、障害児（18歳未満の身体に障害のある児童及び18歳未満の知的障害のある児童）、知的障害者（18歳未満の者を除く）、精神障害者（18歳未満の者を含む）
重度訪問介護	身体障害者（18歳未満の者を除く）、障害児（児童相談所所長が認めた18歳未満の身体に障害のある児童及び18歳未満の知的障害、精神障害、行動障害のある児童）、知的障害者（行動上著しい困難を有する者）、精神障害者（行動上著しい困難を有する者）
同行援護	視覚障害を有する身体障害者（18歳未満の者を除く）、視覚障害を有する障害児（18歳未満の身体に障害のある児童のみ）

8. サービス内容

居宅介護等計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護等計画を作成し必要に応じて見直します。
サービス実施記録の作成	サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス実施記録を作成します。
居宅介護：身体介護	
食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助 清拭	衣服着脱、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
排泄介助	排せつの介助、オムツ交換を行います。
更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。

体位変換	褥瘡予防のための、体位の変換を行います。
その他	洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
居宅介護：通院等介助	
通院等介助の支給決定を受ける者であって、外出準備（着替え、整容、持ち物確認等）、車両までの移動介助（歩行や車いすの介助）、病院内への移動介助（歩行や車いすの介助）、病院内での排せつ介助、受診等の介助（診療受付等）を行います。	
居宅介護：家事援助	
買物	ご本人の日常生活に必要な物品の買物を行います。（預金・貯金の引きだしや預け入れは、行いません。）
調理	ご本人の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は、介護給付対象外となります。）
掃除	ご本人の居室の掃除を行います。（ご本人以外の居室や庭等の掃除は、介護給付対象外となります。）
洗濯	ご本人の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯物は、介護給付対象外となります。）
重度訪問介護	
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方、及び知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に支援します。	
同行援護	
<ul style="list-style-type: none"> ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 	

9. 利用料金

①通常時間帯（午前8：00～午後6：00）での料金は次の通りです。

居宅介護 身体介護	30分未満	30分以上 60分 未満	60分以上 90分 未満
単位数	256	404	587
基本利用料	2,713円	4,282円	6,222円
利用者負担額	272円	429円	623円
居宅介護 家事援助	30分未満	30分以上 45分 未満	45分以上 60分 未満
単位数	106	153	197

基本利用料 利用者負担額	1,123 円 113 円	1,621 円 163 円	2,088 円 209 円
居宅介護 家事援助	60 分以上 75 分 未満	75 分以上 90 分 未満	90 分以上 105 分 未満
単位数 基本利用料 利用者負担額	239 2,533 円 254 円	275 2,915 円 292 円	345 3,657 円 366 円
通院介助 (身体を伴う場合)	30 分未満	30 分以上 60 分 未満	60 分以上 90 分 未満
単位数 基本利用料 利用者負担額	256 2,713 円 272 円	404 4,282 円 429 円	587 6,222 円 623 円
通院介助 (身体を伴わない場合)	30 分未満	30 分以上 60 分 未満	60 分以上 90 分 未満
単位数 基本利用料 利用者負担額	106 1,123 円 113 円	197 2,088 円 209 円	275 2,915 円 292 円
重度訪問介護	60 分未満	60 分以上 90 分 未満	90 分以上 120 分 未満
単位数 基本利用料 利用者負担額	186 1,971 円 198 円	277 2,936 円 294 円	369 3,911 円 392 円
同行援護	30 分未満	30 分以上 60 分 未満	60 分以上 90 分 未満
単位数 基本利用料 利用者負担額	191 2,024 円 203 円	302 3,201 円 321 円	436 4,621 円 463 円

※上記利用料金表の時間区分以外の時間をご利用される場合は、障害福祉サービス費等の報酬算定構造 2019 年 10 月改定版を基に算出致します。

②上記サービス料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅介護等計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算致します。

③通常時間帯以外にサービスを行う場合は、下記の割合で料金が加算されます。

サービス提供時間帯	割増率
早朝（午前 6：00～午前 8：00）	25%
夜間（午後 6：00～午後 10：00）	25%
深夜（午後 10：00～午前 6：00）	50%

④ 2 人のサービス従事者が共同でサービスを行う必要がある場合には、ご本人または

その家族の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

(例) 2人のサービス従事者でサービスを行う場合

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

- ⑤ サービスの利用について、障害者総合支援法の適用がある場合には、消費税は非課税です。
- ⑥ サービス提供時間帯が深夜に関しては、届出をしておりますので実施していません。

10. 利用料金の加算要件等

下記の場合には適宜加算を算定致します。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定要件
特定事業所加算 (Ⅱ)	所定単位数の 10/100	左記の 1割	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応を行っている事業所に認められる加算です
緊急時対応加算	1,060円/回	106円/回 (月2回を限度)	① 居宅介護等計画書に位置付けられていないこと。 ② 身体介護中心型であること(「家事援助」のみは対象外)。 ③ 利用者又はそのご家族等から要請を受けて24時間以内にサービス提供を行った場合。 ④ 担当相談支援専門員が、当該サービス提供を「緊急」に必要なものと判断していること。
初回加算	2,120円/月	212円/月	① 新規に居宅介護等計画書を作成する場合。 ② 入院・入所等の事由により、利用者が過去二ヶ月以上において、当該指定居宅介護等事業所から指定居宅介護の提供を受けていない場合で、再開後訪問介護計画を作成する場合。但し、居宅介護等計画書を作成せず従来の居宅介護等計画書をそのまま使用した場合は算定不可とする。
特別地域加算	所定単位数の 15/100	左記の 1割	中山間地域等に居住している者に対してサービス提供が行われた場合。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定要件
福祉・介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 居宅介護 417/1000 (41.7%)	左記の 1割	I. キャリアパス要件 ①職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。 ②介護職員の資質向上の目標や具体的な研修を策定し、計画に係る研修を実施する。 ③介護職員について、経験に応じて昇給する仕組み・資格等に応じて昇給する仕組み・一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを整備する。 ④経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が一定以上であること。 ⑤介護職員の30%以上の介護福祉士を配置していること。(居宅介護のみ)
福祉・介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 重度訪問介護 328/1000 (32.8%) 同行援護 402/1000 (40.2%)		II. 月額賃金改善要件 ・当該加算の13.6%(居宅介護・同行援護)、10.9%(重度訪問)以上を月額賃金の改善に充てること。 III. 職場環境等要件 ①入職促進に向けた取り組み ②資質向上やキャリアアップに向けた支援 ③両立支援・多様な働き方の推進 ④腰痛を含む心身の健康管理 ⑤生産性向上のための取り組み ⑥やりがい・働きがいの醸成

※基本利用料・加算等：厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が5級地のため、単位数に10.60を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

11. 交通費

- ①通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者又はその家族等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用した時は、以下の場合に限りその額を、利用者又はその家族等から徴収するものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの距離が片道 10km 未満の場合 300 円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの距離が片道 10km 以上の場合 500 円
- ②電車・バス等の公共交通機関を利用して重度訪問介護又は通院等介助を提供した場合に要する従業者の交通費は、利用者又はその家族等からその実費を徴収するものとする。請求時には、領収書を添付するものとする。

12. キャンセル料

サービス利用票に定める利用日のキャンセルの場合、法定報酬単価の 10%をキャンセル料としていただきます。但し、利用日の前日（事業所営業時間）までにご連絡をいただければ、キャンセル料は発生致しません。

13. お支払方法

- ①毎月 10 日までに前月分の請求を致しますので、事業所が定める期日までにお支払い下さい。一ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。
- ②お支払い方法は原則として、銀行等からの口座引き落としとさせていただきます。

14. 秘密の保持

職員は、業務上知り得たご本人またはそのご家族等の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においても、それらの秘密を保持すべき責務を負うものとします。

15. 緊急時の対応方法

- ①サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ②上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 077-574-7969

対応可能時間 午前 9 時から午後 6 時まで。但し、原則として祝日、国民の休日及び年末年始(12月 31 日～1月 3 日)を除く。

対応可能時間外は、携帯電話への転送により、24 時間連絡が可能な体制とする。

16. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

保 険 名 損害賠償保険

保障の概要 対人対物損害賠償責任

17. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18. サービス提供の記録

①事業所は、指定居宅介護等の実施ごとに、スマートフォン端末等を使用して、サービス提供内容等を ICT に記録します。

②事業所は、指定居宅介護等の実施ごとに、サービス提供内容等を ICT に記録し、サービス終了時に利用者の確認を受けたことを ICT に記録します。

③事業所は、利用者等から申し出があった場合は、サービス提供記録を ICT から帳票として印刷し交付します。

④事業所は、サービス提供内容等を ICT に記録し、この契約の終了後 5 年間保存します。

19. サービス提供等に関する苦情解決の体制及び手順

①苦情処理の体制及び手順

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情・相談に関する相談窓口	ふれあいサポート小野ケアステーション
連 絡 先	電話：077-592-3518 FAX：077-592-3519
苦情・相談受付責任者 苦情・相談受付担当者	居宅介護事業所 管理者 松井 次美 居宅介護事業所 主任 橋詰 智美 責任者、担当者不在時は、他の職員が対応します。
受 付 時 間	9：00～18：00 ※尚、電話による受付は、24 時間体制です。

②苦情・相談に関する相談受付責任者（以下、「苦情解決責任者」という。）は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人または苦情解決責

任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求める事ができる。

第三者委員の立会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。

- (1) 第三者委員による苦情内容の確認
- (2) 第三者委員による解決案の調整、助言
- (3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

第三者委員 氏名 塚本 英伸 弁護士
連絡先 075-222-1254

<行政等相談窓口>

大津市福祉部 障害福祉課	電話：077-528-2696
大津市障害者虐待防止センター	電話：077-523-7188
滋賀県あんしん なつとく委員会	電話：077-567-4107
株式会社シェアリングエイド事業本部	電話：077-577-2010

20. 人権擁護・虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 人権擁護・虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業員に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

人権擁護・虐待防止管理責任者	居宅介護事業所	管理者	松井 次美
人権擁護・虐待防止受付担当者	居宅介護事業所	主任	橋詰 智美

責任者・担当者が不在の時は、他の職員が対応します。

21. その他事項

- ① 事業所は、非常災害の発生の際にその事業を継続することができるよう、相談支援事業所、保健所、医療機関、居宅サービス事業者、社会福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築できるよう努めます。
- ② 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者、その他従業員は、暴力団員＜暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員という。＞ではありません。また事業の運営についても、暴力団員の支配を一切受けていません。

22. 保護責任者

- ①保護責任者は、利用者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、利用者と連帯して、その履行の責任を負うものとする。
- ②前項の保護責任者の負担は、極度額15万円を限度とする。
- ③保護責任者が負担する債務の元本は、利用者が死亡したときに、確定するものとする。
- ④保護責任者の請求があったときは、事業者は保護責任者に対し遅滞なく、利用者等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- ⑤保護責任者は、利用者と連帯して本契約に基づいて生じる利用者の債務全般についての責を負うものとします。

説 明 日：令和 年 月 日

事 業 所：所 在 地 滋賀県大津市湖青一丁目 1-20 ローズプラザ小野内
事業所名称 ふれあいサポート 小野ケアステーション

管理責任者 管 理 者 **松井 次美**

指定居宅介護サービス等について、ご本人もしくは保護責任者に対して、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者氏名 _____

私もしくは保護責任者は、本書面により指定居宅介護サービス等についての重要事項の説明を受けました。

本 人： 氏 名 _____

保護責任者： 氏 名 _____
(利用者との続柄：)

本人欄を代筆する場合、本人の承諾の下で記入する事に相違ありません。

【代筆者サイン】
